

志摩中学校安全マップ

志摩中学校区の道路の多くは歩道が自転車通行可となっています。みなさんの安全のため歩道を走行しましょう。ただし、歩行者優先です。また、追い越しのために車道へ突然飛び出して車と接触する事故が多発しています。大変危険ですので注意しましょう！



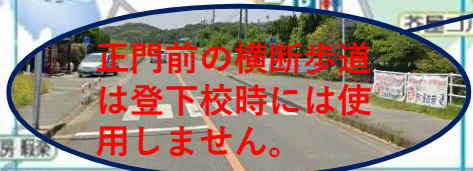
自転車及び歩行者専用



信号のある横断歩道を利用しましょう！

可也方面

引津方面



正門前の横断歩道は登下校時には使用しません。



歩道がない道路は左側の端を通行しましょう！

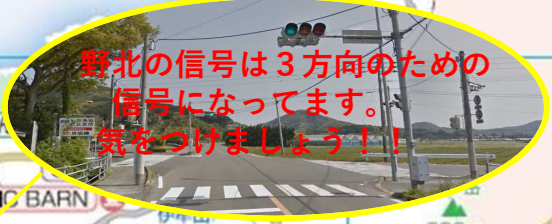


観光客を避けるために車道へ飛び出し、車との接触事故！

注意して走行しましょう！



飛び出し注意！見通しが悪いため危険！！



野北の信号は3方向のための信号になっています。気をつけましょう！！



自転車は「車両」です。自転車安全利用五則を守りましょう

① 自転車は車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

② 車道は左側を通行



自転車は、道路の左端によって通行しなければなりません。

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

罰則：2万円以下の罰金又は料料

志摩中校区の道路の多くは自転車通行可です。歩行者優先で走行しましょう。また、追い抜きのために道路への飛び出しは大変危険ですので気をつけましょう！！



④ 安全ルールを守る

◆ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止



罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔い)
※酒に酔った状態で運転した場合

◆ 二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを幼児用座席に1人乗せる場合を除き、二人乗り禁止。



罰則：2万円以下の罰金又は料料

◆ 並進は禁止

「並進可」の標識がある場所以外では、並進禁止。



罰則：2万円以下の罰金又は料料

◆ 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯と尾灯(または反射材)をつける。



罰則：5万円以下の罰金

◆ 信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。



罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

◆ 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守る。見通しの悪い交差点では、必ず徐行。安全確認を忘れずに。



罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



⑤ 登下校時はヘルメット着用

ヘルメットは大切なあなたの命を守ってくれます。必ず着用するようにしましょう。



制動装置不良自転車運転の禁止

自転車の前・後輪に制動装置(ブレーキ)を備えていなければ違反になります。

罰則：5万円以下の罰金

